



国民健康保険事業費納付金・ 標準保険料率算定について

令和6年1月

広島県健康福祉局国民健康保険課

第1章	改革後の国保制度	3
第2章	納付金算定に係る用語と定義	7
第3章	納付金算定の方法	14

第1章 改革後の国保制度

<この章の目的>

- ・平成30年国民健康保険制度改革後の国保財政・国保制度の仕組みについて説明する。

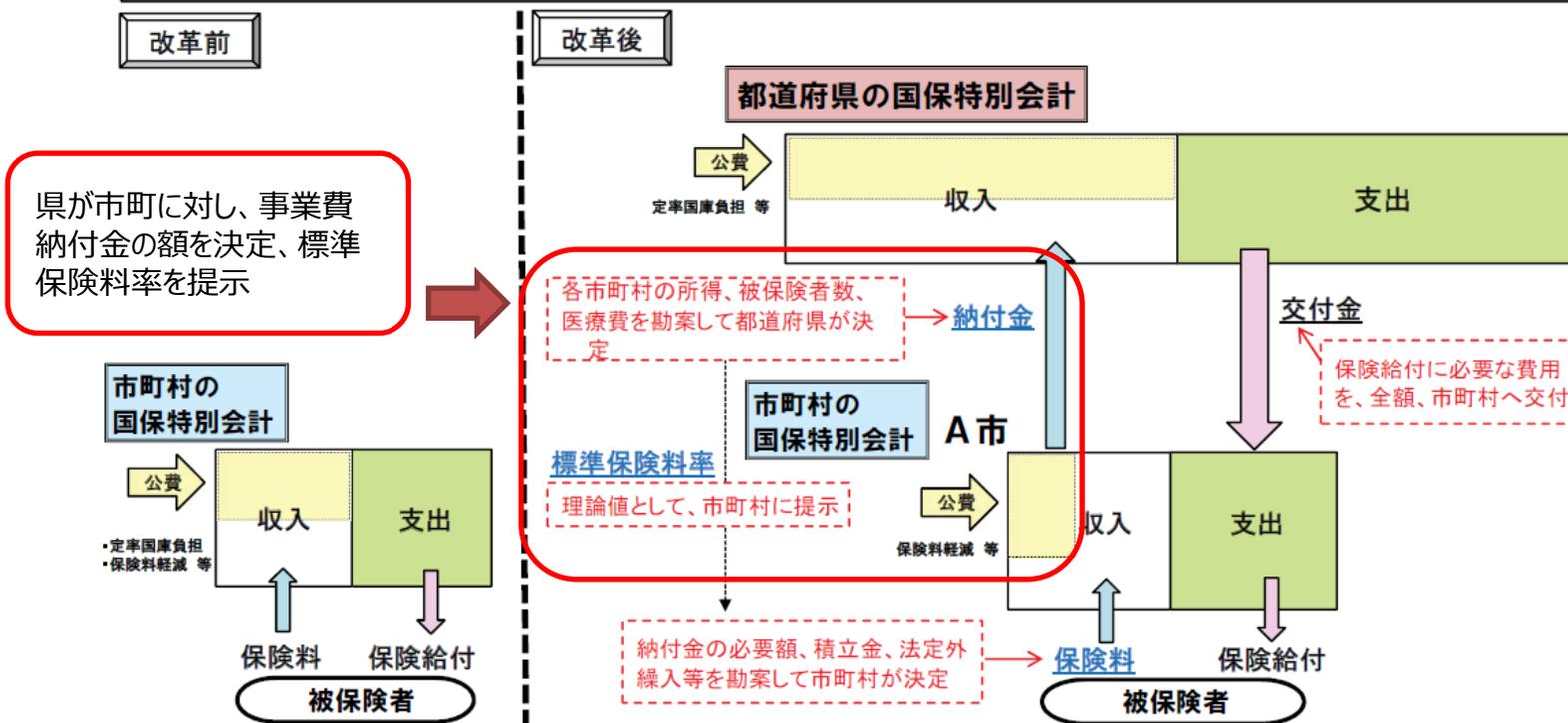
<補足>

- ・国民健康保険事業費納付金・標準保険料率算定（以下「納付金算定」という。）

1 (1)改革後の国保財政の仕組み

改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



4

厚生労働省HP 国民健康保険制度における改革（国保改革）について

1 (2) 県・市町の役割分担

国民健康保険制度における都道府県・市町村と国保連合会の役割分担

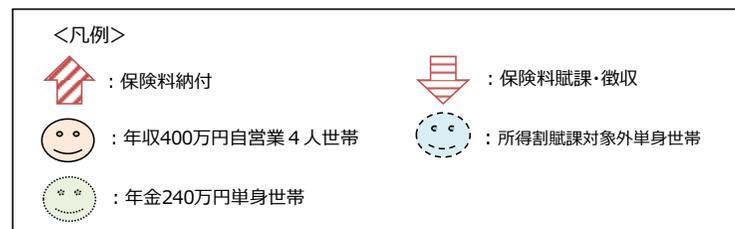
改革の方向性			
国保制度運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、管内市町村や国保関係者と協議した上で、都道府県内の国保の運営の<u>統一的な方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u> ○ 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の<u>資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業</u>などを適切に実施 ○ 国保連合会は、保険者の共同目的達成のため、<u>審査支払業務の他、給付の適正化や保健事業等を都道府県単位で支援</u> 		
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	国保連合会の主な役割
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証等の発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者事務共同電算処理
保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な算定方法等により、<u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料適正算定への支援
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>給付に必要な費用を、全額、市町村に 対して支払い</u> ・市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の審査支払業務 ・第三者行為損害賠償求償事務 ・レセプト点検の支援
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握 ・市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援 ・市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析 ・関係市町村相互間の連絡調整、市町村への専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特性に応じた<u>きめ細かい保健事業</u>を実施 ・健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営 ・<u>生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進</u> ・<u>特定健康診査及び特定保健指導の実施</u> ・データヘルス計画の策定、実施及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 ・<u>KDBシステムを活用した統計情報や個人の健康に関するデータの作成</u> ・データヘルス計画の策定・評価の支援 ・<u>国保ヘルスアップ(支援)事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援</u>

2

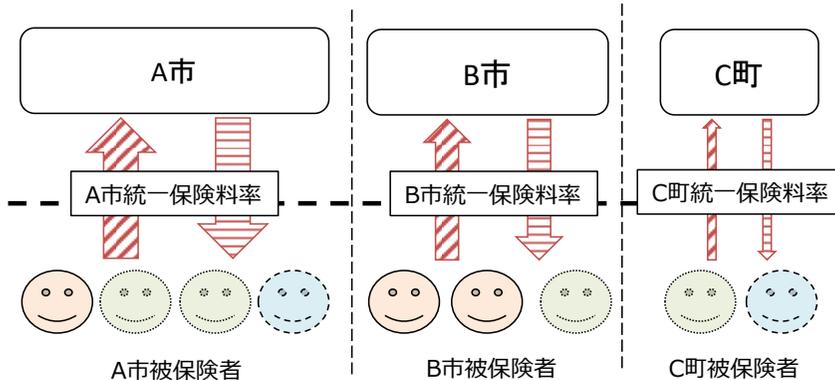
1 (3) 保険料率設定のイメージ

県単位化前（～平成29年度）

同一所得水準・世帯構成であれば、同一市町内どこに住んでいても同一の保険料（税）になっていた。（＝**市町内統一保険料率**）



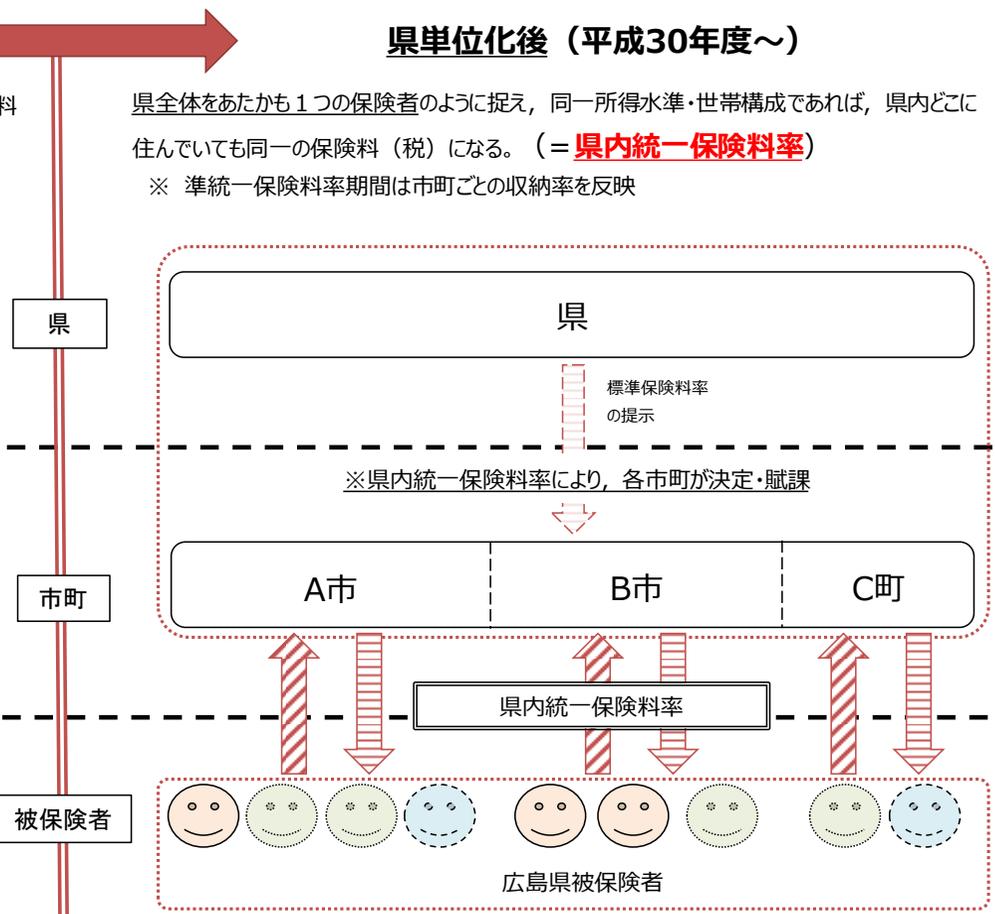
※各市町が独自に保険料率を決定



県単位化後（平成30年度～）

県全体をあたかも1つの保険者のように捉え、同一所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料（税）になる。（＝**県内統一保険料率**）

※ 準統一保険料率期間は市町ごとの収納率を反映



被保険者にとっては、自分の住んでいる市町の医療費水準（医療施設や医療費負担の多寡）に関わらず自身の所得水準・世帯構成によって保険料（税）が決定されることとなり、被保険者の負担の公平性を優先的に確保できる。

⇒ **県民（被保険者）** 起点の保険料率設定



第2章 納付金算定に係る用語と定義

<この章の目的>

- ・納付金算定に係る用語とその定義を確認いただく。

2 (1)納付金算定に係る用語①

国民健康保険事業費納付金

- 保険給付に要する費用等に係る国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）の交付に要する費用並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金等の納付に要する費用等を賄うために都道府県が市町村から徴収するもの。

（国民健康保険法）

第75条の7 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

市町村標準保険料率

- 都道府県が毎年算定する、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値。
- 各市町村のあるべき保険料率の見える化（被保険者に対し、適切な保険料水準を明らかにする）を図る。
- 各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す。

都道府県標準保険料率

- 当該都道府県内全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（都道府県で1つの料率であり、他都道府県との比較が可能）。

統一保険料率（＝完全統一保険料率）

- 同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料（税）になるよう、算定方法を統一したもの。

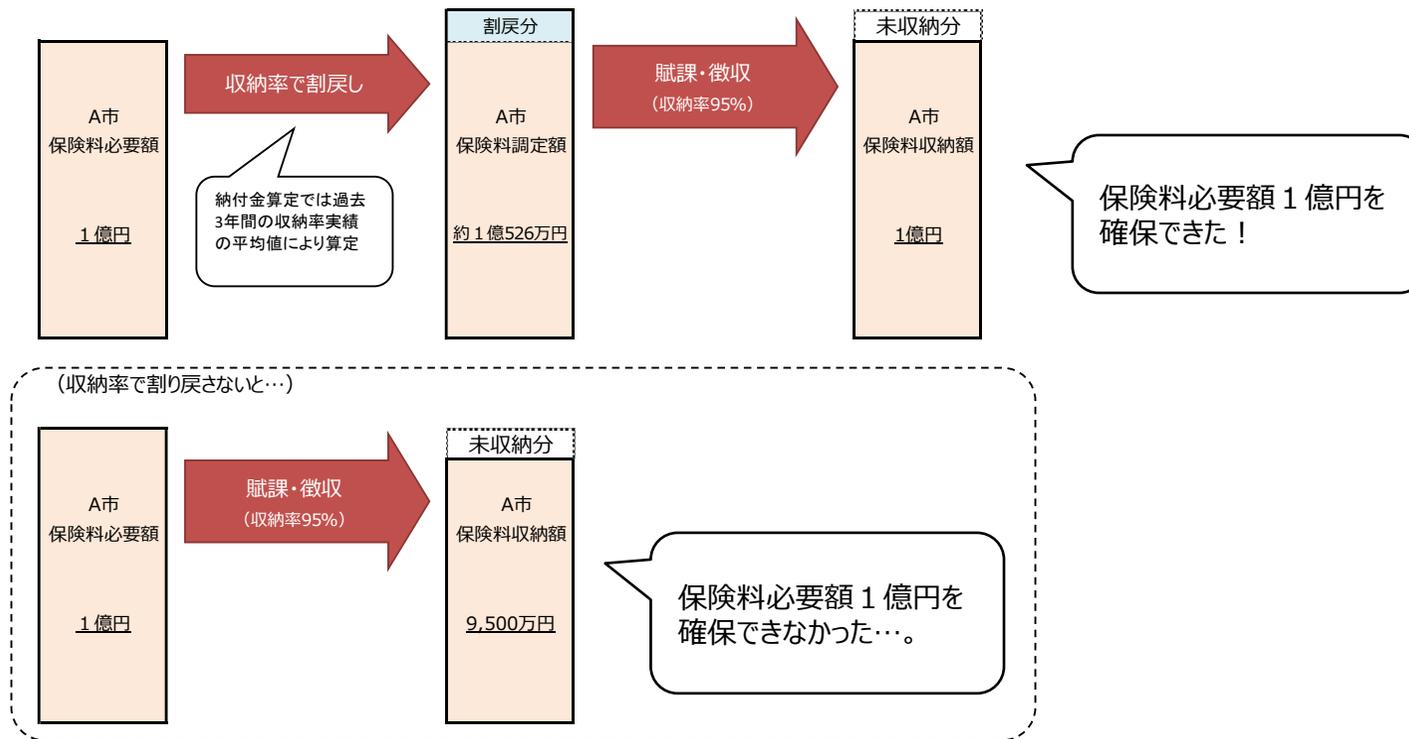
※本県においては、受益の多寡によらず皆が応分の負担により支え合う相互理念に基づく医療保険制度の基本原則を踏まえ、**被保険者の負担の公平性**を優先的に確保する必要があると考え、保険料水準の統一を目指している。

2 (4)納付金算定に係る用語④

収納率

- 現年収納額を現年調定額（居所不明者分を除く）で除して得た率。
- 調定額については、保険料として必要な額を確保するため収納率により割り戻した額とする必要がある。

【イメージ：A市（保険料総額1億円、収納率95%）の場合】



※完全統一保険料率では収納率は全県で反映（割戻し）となる。

2 (5)納付金算定に係る用語⑤

保険料収納必要総額

- 保険給付費から公費等をすべて減算した後で、保険料として被保険者から集める必要がある額。

一人当たり保険料収納必要額

- 標準保険料率の算定に必要な保険料総額（市町計）÷被保険者数（推計値）
= 一人当たり保険料収納必要額
- 医療・後期・介護の区分ごとに上記の計算式で計算する。

【参考】一人あたり保険料収納必要額

区分	令和3年度	令和4年度	対前年度比 (R4-R3)	令和5年度	対前年度比 (R5-R4)
医療分	71,594円 (59.0%)	73,706円 (58.1%)	+2,112円 (+3.0%)	80,546円 (58.5%)	+6,840円 (+9.3%)
後期分 (後期高齢者支援金)	26,064円 (21.5%)	26,596円 (20.9%)	+532円 (+2.0%)	30,029円 (21.8%)	+3,433円 (+12.9%)
介護分 (介護納付金)	23,726円 (19.5%)	26,664円 (21.0%)	+2,938円 (+12.4%)	27,130円 (19.7%)	+466円 (+1.7%)
合計	121,384円 (100%)	126,966円 (100%)	+5,582円 (+4.6%)	137,705円 (100%)	+10,739円 (+8.5%)

2 (6)納付金算定に係る用語⑥

所得割

- 前年度の所得（旧ただし書所得）に応じてかかる保険料のこと。

資産割

- 固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分に応じてかかる保険料のこと。
- 資産割は、統一に向けて段階的に廃止する方向性となっている。

均等割

- 被保険者1人ごとにかかる保険料のこと。

平等割

- 1世帯ごとにかかる保険料のこと。

第3章 納付金算定について

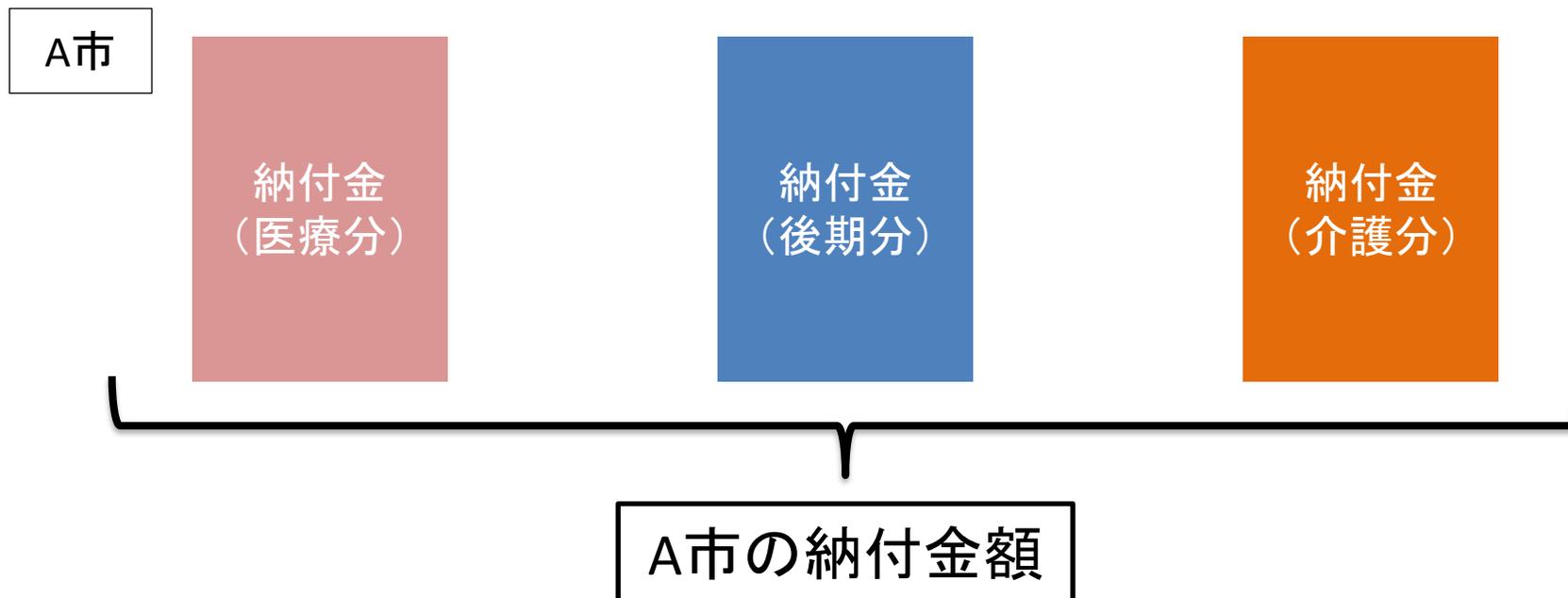
<この章の目的>

・納付金算定（医療分）の手順及び算定イメージについて説明する。

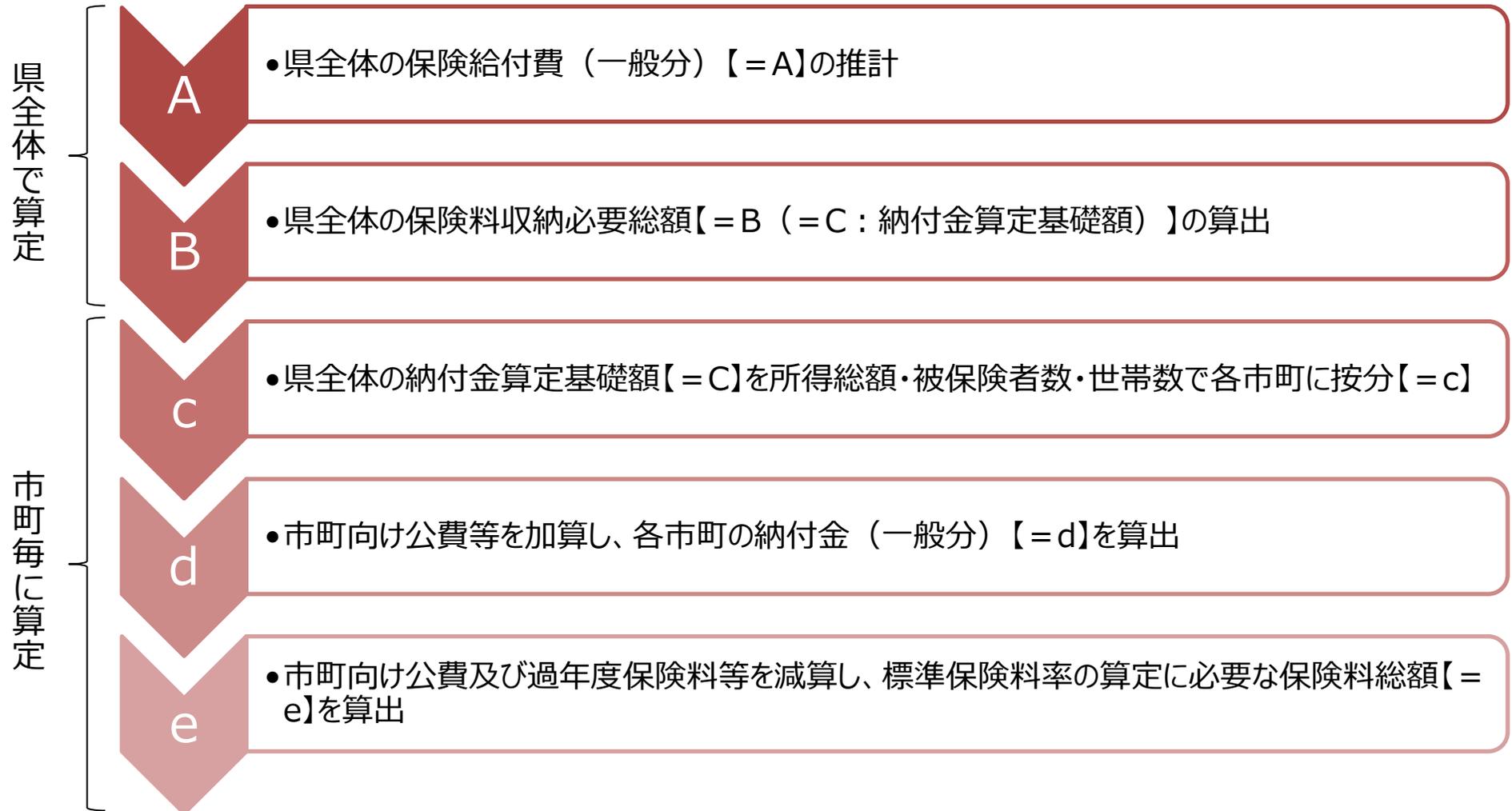
3 (1)納付金・標準保険料率の算定

○ 算定の流れの全体像

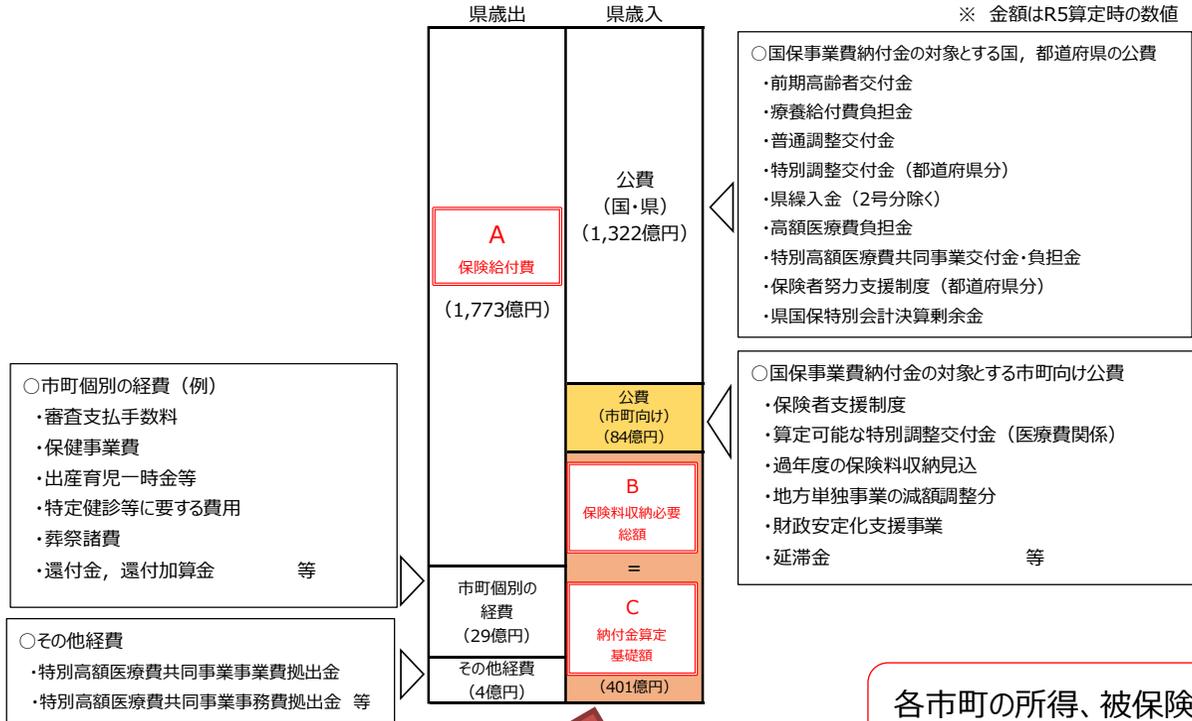
- ・ 納付金の計算を行うにあたり、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は考慮する要素が異なるため、それぞれ納付金総額と市町ごとの納付金額を計算し、最後に合算する。
- ・ 同様に、標準保険料についても医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ計算し、それぞれの市町村標準保険料率を示す。



3 (2)納付金算定の手順（医療分）



3 (3)納付金算定イメージ



(例) A市の納付金・医療分の算定イメージ

各市町の所得、被保険者数及び世帯数（推計）
で納付金算定基礎額をシェア



- ・国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）
⇒厚生労働省HPに掲載されています。
(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryau/iryauhoken/koukikourei/index_00002.html)
- ・広島県国民健康保険運営方針
⇒県HPに掲載しています。
(URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/uneihoushin01.html>)
- ・国民健康保険制度における改革（国保改革）について
⇒厚生労働省HPに掲載されています。
(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryau/iryauhoken/koukikourei/index_00002.html)